

令和元年7月26日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会  
専務理事 大西克義

フロン類排出抑制対策に関する講習会の開催について(通知)

標記につきまして、このたび、愛知県環境局長から別紙のとおりフロン類排出抑制対策に関する講習会を開催する旨、周知依頼がありましたのでご案内いたします。

以上

※ 「フロン類排出抑制対策に関する講習会」の参加者を募集 Webサイト

URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/01furonkosyukai.html>

各 位

愛知県環境局長  
(公印省略)

フロン類排出抑制対策に関する講習会の開催について (通知)

日頃は、本県のフロン類対策の推進につきまして、格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本県では、「オゾン層保護対策推進月間」である 9 月と 10 月に、オゾン層保護の重要性を認識するとともに、地球温暖化防止の取組を進めていただくため、「フロン類排出抑制対策に関する講習会」を 2 回開催します。

第 1 回は、冷凍空調機器を管理されている方を対象に、第 2 回はフロン類充填回収業者の方や冷凍空調機器の設備施工・保守・メンテナンス業者、解体業者、廃棄物・リサイクル業者の方などを対象に下記のとおり開催いたします。

つきましては、貴機関・団体の構成員始め関係者の皆様方への周知について、御協力をお願いします。

なお、本県公式 Web サイト内に本講習会の案内を掲載しておりますので、ホームページを開設している機関・団体の皆様におかれましては、リンク等の御協力にも御配慮ください (URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/01furonkosyukai.html>)。

記

- 1 日時  
(第 1 回) 2019 年 9 月 3 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時まで  
(第 2 回) 2019 年 10 月 15 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 場所  
ウインクあいち (愛知県産業労働センター) (名古屋市中村区名駅 4 丁目 4-38)  
(第 1 回) 10 階 1002 会議室  
(第 2 回) 10 階 1001 会議室
- 3 主催  
愛知県、愛知県フロン類排出抑制推進協議会、  
一般社団法人中部冷凍空調設備協会
- 4 内容  
「フロン排出抑制法について」  
講師：一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会  
事務局次長 おおさわ 大沢 つとむ 勉 氏

※ 6 月 5 日に公布された改正フロン排出抑制法の内容を含みます。

5 受講対象者

(第1回) 業務用冷凍空調機器の管理者、一般県民等

(第2回) フロン類充填回収業者、冷凍空調機器の設備施工・保守・メンテナンス業者、解体業者、廃棄物・リサイクル業者、その他フロン類に係る関係者等

担 当 環境政策部水大気環境課  
大気規制グループ (大洞)  
電 話 052-954-6456 (ダイヤルイン)  
FAX 052-961-4025  
電子メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

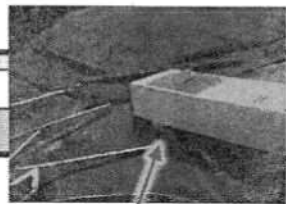
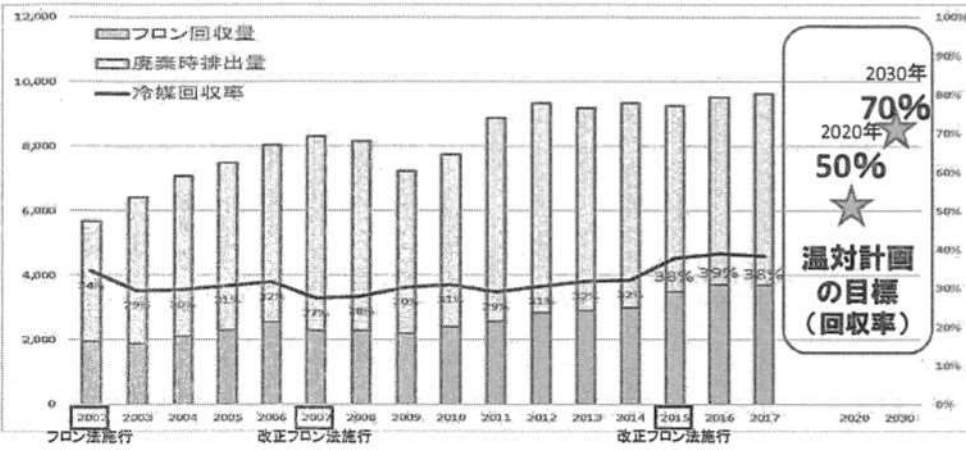
現行法の概要

(令和元年6月5日公布)

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱。
- ◆ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標達成には、対策の強化が不可欠。



建物の解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン

主な改正事項

(中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。)

回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされる仕組みへ。



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
  - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入 (現行: 間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階)⇒直接罰(1段階)へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け (充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
  - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
  - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
  - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 (廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ

参加者  
募集

# フロン類排出抑制対策

## に関する講習会を開催します

フロン類は、エアコンや冷凍・冷蔵庫などの冷媒として広く使用されてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、使用量の削減や排出抑制が求められています。

そこで、愛知県では、「オゾン層保護対策推進月間」である9月と10月に、オゾン層保護の重要性を認識するとともに、地球温暖化防止の取組を進めていただくため、「フロン類排出抑制対策に関する講習会」を2回開催します。

第1回は、冷凍空調機器を管理されている方を対象に、第2回は、フロン類充填回収業者の方や冷凍空調機器の設備施工・保守・メンテナンス業者、解体業者、廃棄物・リサイクル業者の方などを対象に開催します。

参加費は無料ですので、ぜひ御参加ください。なお、両日とも御参加いただくことも可能です。

日にち

(第1回)2019年 **9月 3日(火)**

(第2回)2019年 **10月 15日(火)**

時間

(いずれも)午後2時から午後4時まで(開場:午後1時30分)

場所

ウインクあいち(愛知県産業労働センター)

(第1回)10階 1002 会議室

(第2回)10階 1001 会議室

(住所:名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

※ 第1回と第2回で、  
会場が異なります  
ので、御注意ください。

内容

### 「フロン排出抑制法について」

講師:一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会

事務局次長 おおさわ つとむ **大沢 勉 氏**

※ 6月5日に公布された改正フロン排出抑制法の内容を含みます。

定員

各回 150名(先着順)

参加費

無料

申込締切

各開催日の1週間前まで

主催: 愛知県、愛知県フロン類排出抑制推進協議会、(一社)中部冷凍空調設備協会

～ FAXの場合、このままお使いください ～

# 申込用紙

～フロン類排出抑制対策に関する講習会～

希望回 (※希望する 回に○を付け てください。)	第1回 (管理者向け) (※参加人数 名)	第2回 (業者向け) (※参加人数 名)
会社名 ・ 団体名		電話番号
所属		FAX番号
(ふりがな) 氏名	(※同一所属から複数名参加される場合は、代表者の氏名 を記載してください。)	メールアドレス

## 申込方法

- 希望する回、参加人数、会社名・団体名、所属、氏名（ふりがな）、電話番号、FAX番号、メールアドレスを御記入の上、**郵送・FAX・電子メール**のいずれかによりお申込みください。  
(電子メールでお申込みされる場合は、件名に「フロン類排出抑制対策に関する講習会参加希望」と記入してください。)
- なお、定員超過のため御参加いただけない方には、別途、御連絡します。

## 申込先・問合せ先

愛知県 環境局 環境政策部水大気環境課 大気規制グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話：052-954-6215(直通)

FAX:052-961-4025 E-mail:mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

## 会場までのアクセス

### ウインクあいち（愛知県産業労働センター）



◎JR・地下鉄・名鉄・近鉄「名古屋」駅下車

- ・JR名古屋駅桜通口から  
ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関でお越しください。



愛知県ではSDGs達成に向けた取り組みを推進しています。